

2020年9月18日

## 放送のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する意見

一般社団法人 日本映像ソフト協会  
法務・知的財産権担当部長 酒井 信義

昨今、著作権制度が事業活動の円滑化の妨げとなっているとして、規制緩和の観点から著作権制度の見直しが主張されることがあります。規制とは、権力的に私人の活動を規律し、公の義務を課する作用をいう<sup>1</sup>と思われま

しかし、著作権制度はベルヌ条約、WIPO著作権条約、WPPT等の多国間条約で普遍化された私権を定めた制度です。私権の存在が事業活動の妨げとなったとしても、所有権等の有体物に対する権利が事業活動の妨げとなる場合と同様、原則として私的自治により解決されるべきものと考えます。

したがって、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」（著作権法1条）という著作権法の目的に則ってご審議いただくことを要望いたします。

以下、本日のヒアリング事項についての意見を申し述べます。

## 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

弊協会は著作権等管理事業者ではありませんので、放送事業者との契約の実態と放送を許諾しつつ同時配信等を許諾しないことのある場合の理由について申し述べます。

放送事業者との契約の実態としては、放送と同時配信等を両方許諾する場合と放送のみを許諾する場合があります。

放送のみを許諾して同時配信等を許諾しない場合の理由は以下のとおりです。

第1に、コンテンツによっては、インターネット配信については他の事業者との間で独占的ライセンス契約を締結している場合があります。

第2に、放送とインターネット配信では、以下に述べるとおり利用態様に大きな相違がありますので、経営戦略としてインターネット配信を許諾しない場合やインターネット配信の許諾条件が折り合わない場合があります。

放送とインターネット配信の利用行為は次のような相違があります。

---

<sup>1</sup> 田中二郎『行政法下巻』（弘文堂、全訂二版、1991）85頁では次のように定義している。「規制とは、公共の福祉を維持増進するために、私人の活動を権力的に規律し、人民に対し、これに必ずべき公の義務を課する作用をいい、規制法とは、右の意味での規制に関する法を総称する。」

### (1) 公衆送信主体の相違

放送は利用主体が放送法及び電波法で放送事業者に限定されていますが、インターネット配信は利用主体の限定がありません。

### (2) 公衆送信先の範囲の相違

放送は、送信先が放送対象区域に限定されていますが、インターネット配信は送信先の限定はなく国外にも送信することができますから、世界の人口 77 億人が送信を受け得ることになります。放送される著作物の表現を享受しうる人数は、利用許諾する際の条件設定の重要な要素です。

### (3) 公衆送信受信者の表現享受の相違

放送された著作物の表現の享受は、その放送されている時間に限られますが、インターネット配信を受信して著作物の表現を享受する受信者は、表現を享受したい時にいつでも享受できます。著作物の表現を実際に享受する人数に相違が生じうる要素と考えられます。

したがって、放送とインターネット配信とでは利用態様に大きな相違があります。

## 2. 放送事業者からの要望事項についての意見

### (1) 対象とすべきサービスの範囲

2006 年に、放送対象区域への同時再送信については放送と同様とする法改正が行われております。その範囲では配信を放送と同様に扱うことに異議はありません。

放送対象区域制限のない同時配信を含め、追っかけ配信、見逃し配信は、放送とは利用態様が大きく異なりますので、契約自由の原則に基づくライセンス契約によるとされている現行制度を維持すべきと考えます。

### (2) 現行権利制限規定の見直しについて

前述したように、放送とインターネット配信では利用態様が大きくこととなりますので、個々の規定ごとに見直しが必要かどうかを精査していただきたいと思っております。

特に、著作権法 38 条 3 項がインターネット配信に適用されるようになると、非営利・無料・無報酬の 3 要件を充足する場合（例えば図書館の視聴覚ルーム等）には、大画面のスクリーンやディスプレイを用いて公衆伝達を行うことができることとなりますし、通常の家計用受信装置を用いる場合には営利目的であっても、また料金を徴収しても公衆伝達できることとなります（例えばカラオケボックス）。

このような利用を権利制限の対象とすることは、以下の理由から反対です。

## 3. 現行著作権法 38 条 3 項を維持すべき理由について

### (1) 非営利・無料・無報酬の 3 要件と条約適合性について

公衆に提示する利用行為についての支分権には上映権（著作権法 22 条の 2）もあり

ますが、その権利制限規定である著作権法 38 条 1 項も非営利・無料・無報酬の 3 要件を定めています。

この規定について、2003 年 1 月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」では、「ベルヌ条約上の義務との関係から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。」(第 1 章 3 (2) 2)) とされています(未だ法改正が実現していないのは遺憾です)。

学説上も「ベルヌ条約に即した改正を行うことが要請されているとみるべきではないでしょうか。」(半田正夫『著作権法案内』(勁草書房, 2014) 204 頁) との指摘がなされています。

著作権法 38 条 3 項前段もこの 3 要件で公衆伝達権を制限していますので、自動公衆送信を受信して行われる公衆伝達について 3 要件で権利制限を行うとすれば同様の問題が生じ得ることとなり、同項の適用対象とすべきではないと考えます。

## (2) 非営利・無料・無報酬の 3 要件の趣旨について

本山雅弘先生は、ドイツ旧著作権法 27 条を継受した一般的要件(非営利・無料・無報酬の三要件)について「著作者の私益に優越する公益を認め得る限度で保護する趣旨から設けられた要件であった。」(半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール 2』353 頁〔本山雅弘〕)とし、「わが国の本条は、公益との調整を意図する著作物の種類を制約しない、また権利制限の対象となる権利の種類も、その具体的調整基準である一般的要件が生来予定していた範囲を超えている。」(同書 354 頁)と指摘しています。

著作権法 38 条 3 項後段は一般的要件も必要なく、通常の家計用受信装置を用いることのみで公衆伝達権を制限しています。その点については「まだ我が国では、そこまで著作権を及ぼすことに社会的・心理的抵抗が強いと考えられるから」(加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター, 六訂新版, 2013) 306 頁)とされています。

本山先生も、著作権法 38 条 3 項について、「社会的実態を認めることができる。」(前掲 341 頁)として私益に優越する公益を肯定しています。

しかし、放送と自動公衆送信とでは著作物の利用態様が大きく異なります。また、これまで自動公衆送信を受信して公衆伝達することについては著作権法 38 条 3 項の権利制限の対象とされておらず、それに権利を及ぼすことに「社会的・心理的抵抗が強いと考えられる」とか「社会的実態が認められる」という放送の場合の根拠はあてはまるとは思われません。

したがって、放送のインターネット等による同時送信等、自動公衆送信された著作物を受信して行われる公衆伝達について著作権法 38 条 3 項の適用対象とすべきではないと考えます。

以上